

重要業績評価指標一覧

※年度の記載のない基準値はH27年度、年度の記載のない現状値はR2年度の値である。

施策の方向性	指 標	基準値 <H27>	現状値 <R2>	目 標 <R2>	評価
第1期奈良県教育振興大綱に示された施策の方向性	第1期奈良県教育振興大綱 重要業績評価指標	第1期奈良県教育振興大綱策定時の基準となる値 (基準値)	令和2年度直近の値 (現状値)	目標	評価

重要業績評価指標について

評価A: 指標目標の達成
 評価B: 目標の達成には至らないが、全国平均との差が縮まるなどの上昇傾向
 評価C: ほぼ基準値からの状況が維持されている
 評価D: 目標の達成には至らず、全国平均との差が広がるなどの下降傾向

※水色は前回の点検・評価から更新していない項目↓

例1	生徒の英語力 高等学校第3学年英検準2級以上の割合 (英語教育実施状況調査)	30.0% (31.9%) <H26>	47.2% (43.6%) <R1>	全国平均以上	A
例2	インターンシップ実施率(高等学校) (職場体験・インターンシップ実施状況調査)	80.0% (78.2%) <H26>	95.0% (未発表) <R1>	全国平均を上回る割合の増加	—
例3	高等学校中途退学率 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	1.8% (1.5%) <H26>	1.7% (1.3%) <R1>	全国平均以下	C

例1 全国平均以上を達成しているのでA
 例2 全国平均値が未発表のため評価保留
 例3 H26の差が0.3%、R1の差が0.4%でほぼ変化なしと捉えC

奈良県の値 (全国の値) <年度> <年度>の記載の無い場合 基準値は平成27年度 現状値は令和2年度
--

重要業績評価指標一覧

※年度の記載のない基準値はH27年度、年度の記載のない現状値はR2年度の値である。

施策の方向性	指 標	基準値 <H27>	現状値 <R2>	目 標 <R2>	評価	
基礎を培う乳幼児期における保育・教育の充実	幼小接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている市町村の割合 (文部科学省幼児教育実態調査)	17.9% (21.5%) <H26>	33.3% (36.0%) <R1>	全国平均以上	B	
学ぶ力と意欲を伸ばし、豊かな人間性を育む学校教育の推進	知識に関する問題（A問題）の正答率が8割以上の児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査) ※A問題、B問題の区分は平成30年度まで	小学校 国語	32.3% (31.6%)	41.4% (42.5%) <H30>	全国平均を上回る割合の増加	D
		小学校 算数	54.9% (54.0%)	24.1% (24.6%) <H30>	全国平均を上回る割合の増加	D
		中学校 国語	50.9% (49.3%)	49.1% (50.6%) <H30>	全国平均を上回る割合の増加	D
		中学校 数学	34.1% (31.3%)	35.6% (35.3%) <H30>	全国平均を上回る割合の増加	D
	活用に関する問題（B問題）の正答率が3割以下の児童生徒の割合 (同上) ※A問題、B問題の区分は平成30年度まで	小学校 国語	11.9% (11.3%)	20.0% (18.6%) <H30>	全国平均以下	D
		小学校 算数	25.8% (25.2%)	32.1% (30.2%) <H30>	全国平均以下	D
		中学校 国語	7.7% (7.1%)	10.0% (9.0%) <H30>	全国平均以下	D
		中学校 数学	38.7% (38.1%)	33.0% (31.8%) <H30>	全国平均以下	D
	書くこと、読むことに関する項目の正答率 (同上)	小学校 国語	66.8% (67.6%)	65.9% (68.1%) <R1>	全国平均以上	D
		中学校 国語	64.2% (64.8%)	76.2% (77.4%) <R1>	全国平均以上	D
	生徒の英語力 中学校第3学年英検3級以上の割合 (英語教育実施状況調査)		29.0% (34.7%) <H26>	42.6% (44.0%) <R1>	全国平均以上	B
	学習意欲に関する4項目（※1）に肯定的に回答する児童生徒の割合 ※1 ・国語、算数（数学）が好き ・国語、算数（数学）は大切 ・国語、算数（数学）がわかる ・国語、算数（数学）は役立つ (全国学力・学習状況調査)	小学校	81.1% (81.8%)	84.3% (84.0%) <R1>	全国平均以上	A
		中学校	71.1% (74.0%)	74.3% <76.3%> <R1>	全国平均以上	B
	授業時間以外に全く勉強しないと回答する児童生徒の割合（月～金） (同上)	小学校	3.9% (3.0%)	3.9% (2.3%) <R1>	全国平均以下	D
		中学校	7.8% (5.3%)	6.9% (4.4%) <R1>	全国平均以下	C
	家で自分で計画を立てて勉強していると回答する児童生徒の割合 (同上)	小学校	57.4% (62.8%)	66.9% (71.5%) <R1>	全国平均以上	B
中学校		47.2% (48.8%)	48.3% (50.4%) <R1>	全国平均以上	D	
規範意識に関する3項目（※2）に肯定的に回答する児童生徒の割合 ※2 ・学校のきまり（規則）を守っている ・いじめはどんな理由があってもいけない ・人の役に立つ人間になりたい (同上)	小学校	93.3% (93.7%)	94.8% (94.9%) <R1>	全国平均以上	B	
	中学校	92.4% (93.9%)	94.2% (95.2%) <R1>	全国平均以上	B	

重要業績評価指標一覧

※年度の記載のない基準値はH27年度、年度の記載のない現状値はR2年度の値である。

施策の方向性	指 標	基準値 〈H27〉	現状値 〈R2〉	目 標 〈R2〉	評価		
高等学校教育の質の向上	生徒の英語力 高等学校第3学年英検準2級以上の割合 (英語教育実施状況調査)	30.0% (31.9%) 〈H26〉	47.2% (43.6%) 〈R1〉	全国平均以上	A		
	インターンシップ実施率(高等学校) (職場体験・インターンシップ実施状況調査)	80.0% (78.2%) 〈H26〉	95.0% (未実施) 〈R1〉	全国平均を上回る割合の増加	—		
	高等学校中途退学率 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	1.8% (1.5%) 〈H26〉	1.7% (1.3%) 〈R1〉	全国平均以下	C		
特別なニーズに対応した教育の推進	個別の指導計画作成率 (特別支援教育体制整備状況調査) ※調査内容の変更により平成29年度まで	幼稚園	88.0% (71.3%) 〈H26〉	95.2% (77.0%) 〈H29〉	全国平均を上回る割合の増加	A	
		小学校	98.5% (93.5%) 〈H26〉	99.0% (95.9%) 〈H29〉	全国平均を上回る割合の増加	A	
		中学校	89.5% (89.8%) 〈H26〉	93.3% (92.5%) 〈H29〉	全国平均以上	A	
		高等学校	43.2% (33.0%) 〈H26〉	45.9% (43.6%) 〈H29〉	全国平均を上回る割合の増加	D	
	個別の教育支援計画作成率 (同上) ※調査内容の変更により平成29年度まで	幼稚園	56.7% (56.4%) 〈H26〉	82.4% (61.7%) 〈H29〉	全国平均を上回る割合の増加	A	
		小学校	58.1% (79.5%) 〈H26〉	93.4% (88.8%) 〈H29〉	全国平均以上	A	
		中学校	66.7% (77.1%) 〈H26〉	89.4% (85.6%) 〈H29〉	全国平均以上	A	
		高等学校	32.4% (28.1%) 〈H26〉	40.5% (37.0%) 〈H29〉	全国平均を上回る割合の増加	D	
	特別支援教育に関する教員研修修了者の割合 (同上)	幼・小・中・高	87.7% (82.1%) 〈H26〉	89.5% (83.4%) 〈H29〉	100%	B	
	規範意識の向上と地域ぐるみで課題に取り組む仕組みづくり	規範意識に関する3項目(※)に肯定的に回答する児童生徒の割合 (再掲) ※ ・学校のきまり(規則)を守っている ・いじめはどんな理由があってもいけない ・人の役に立つ人間になりたい (全国学力・学習状況調査)	小学校	93.3% (93.7%)	94.8% (94.9%) 〈R1〉	全国平均以上	B
			中学校	92.4% (93.9%)	94.2% (95.2%) 〈R1〉	全国平均以上	B
		奈良県学校・地域パートナーシップ事業等実施箇所数 ※ 本県においては、学校支援地域本部、放課後子ども教室、土曜日の教育活動等を合わせて奈良県学校・地域パートナーシップ事業として実施している。 (奈良県教育委員会事務局調べ)	幼・小・中学校	278箇所 〈H26〉	294箇所 学級数減により 実質は増	305箇所	B
放課後子ども教室等開催日数 (同上)		小学校	4,181日 〈H26〉	4160日	7,000日	D	
コミュニティ・スクール実施率 (同上)		小・中学校	5.2% (7.4%)	29.9% (27.2%)	全国平均以上	A	
学校評価を実施することにより学校改善に効果があったと回答する学校の割合 (奈良県学校評価実施状況調査)		幼・小・中・高・特	95.4% 〈H26〉	99.8% 〈R1〉	100%	B	

重要業績評価指標一覧

※年度の記載のない基準値はH27年度、年度の記載のない現状値はR2年度の値である。

施策の方向性	指 標	基準値 〈H27〉	現状値 〈R2〉	目 標 〈R2〉	評価		
地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、地域・社会に貢献する人材の育成	住んでいる地域のことを学ぶ機会があると回答する児童生徒の割合 (奈良県学力・学習状況調査)	小学校	59.8% 〈H28〉	62.6% 〈H29〉	調査開始時点からの割合の増加	A	
		中学校	47.8% 〈H28〉	55.0% 〈H30〉	調査開始時点からの割合の増加	A	
	地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校	65.5% (66.9%)	64.2% (68.0%) 〈R1〉	全国平均以上	D	
		中学校	39.3% (44.8%)	46.1% (50.6%) 〈R1〉	全国平均以上	B	
	学校の授業時間以外に普段全く読書をしないと回答する児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校	23.5% (19.9%)	22.6% (18.7%) 〈R1〉	全国平均以下	D	
		中学校	42.6% (35.0%)	43.5% (34.8%) 〈R1〉	全国平均以下	D	
	いじめや不登校など生徒指導上の諸課題への取組の徹底	1,000人当たりのいじめの認知件数 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)		8.8件 (13.7件) 〈H26〉	54.9件 (46.5件) 〈R1〉	積極的認知の観点からの件数の増加	A
		1,000人当たりの不登校児童生徒数 (同上)	小・中学校	13.7人 (12.1人) 〈H26〉	20.2人 (18.8人) 〈R1〉	全国平均以下	B
高等学校			10.7人 (15.9人) 〈H26〉	21.7人 (15.8人) 〈R1〉	数値の減少	D	
1,000人当たりの暴力行為発生件数 (同上)		2.4件 (4.0件) 〈H26〉	3.0件 (6.1件) 〈R1〉	件数の減少	D		
自分にはよいところがあると思うと回答する児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)		小学校	76.2% (76.4%)	79.8% (81.2%) 〈R1〉	全国平均以上	D	
		中学校	64.9% (68.1%)	71.2% (74.1%) 〈R1〉	全国平均以上	B	
いじめはどんなことがあってもいけないことだと思うと回答する児童生徒の割合 (同上)		小学校	96.8% (96.2%)	97.5% (97.1%) 〈R1〉	全国平均を上回る割合の増加	D	
		中学校	92.6% (93.7%)	94.6% (95.1%) 〈R1〉	全国平均以上	B	
人権教育の推進	人権教育に関する研修の満足度(学校教育) (奈良県教育委員会事務局調べ)		93.8%	98.4%	割合の増加	A	
	人権教育に関する研修の満足度(社会教育) (同上)		98.7%	98.3% 〈R1〉	割合の維持	D	
	自分にはよいところがあると思うと回答する児童生徒の割合(再掲) (全国学力・学習状況調査)	小学校	76.2% (76.4%)	79.8% (81.2%) 〈R1〉	全国平均以上	D	
		中学校	64.9% (68.1%)	71.2% (74.1%) 〈R1〉	全国平均以上	B	
	人の気持ちがわかる人間になりたいと思うと回答する児童生徒の割合 (同上)	小学校	93.8% (93.9%)	-	全国平均以上	-	
		中学校	94.0% (94.9%)	-	全国平均以上	-	
	いじめはどんなことがあってもいけないことだと思うと回答する児童生徒の割合(再掲) (同上)	小学校	96.8% (96.2%)	97.5% (97.1%) 〈R1〉	全国平均を上回る割合の増加	D	
		中学校	92.6% (93.7%)	94.6% (95.1%) 〈R1〉	全国平均以上	B	

重要業績評価指標一覧

※年度の記載のない基準値はH27年度、年度の記載のない現状値はR2年度の値である。

施策の方向性	指 標	基準値 <H27>	現状値 <R2>	目 標 <R2>	評価	
	人の役に立つ人間になりたいと回答する児童生徒の割合 (同上)	小学校	94.1% (93.7%)	96.0% (95.2%) <R1>	全国平均を上回る割合の増加	A
		中学校	93.0% (93.7%)	93.6% (94.3%) <R1>	全国平均以上	C
健やかな体の育成と生涯スポーツの推進、青少年の健全な育成	体力合計点 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小学生男子	53.66点 (53.80点)	53.68点 (53.61点) <R1>	全国平均以上	A
		小学生女子	54.60点 (55.18点)	55.38点 (55.59点) <R1>	全国平均以上	B
		中学生男子	42.73点 (41.89点)	41.88点 (41.69点) <R1>	数値の向上	D
		中学生女子	48.80点 (49.08点)	50.10点 (50.22点) <R1>	全国平均以上	B
	運動嫌いの児童生徒の割合 (同上)	小学生男子	7.2% (6.2%)	7.1% (6.6%) <R1>	全国平均以下	B
		小学生女子	13.9% (12.0%)	13.2% (12.3%) <R1>	全国平均以下	B
		中学生男子	10.9% (10.3%)	11.9% (10.6%) <R1>	全国平均以下	D
		中学生女子	23.4% (20.8%)	22.3% (20.9%) <R1>	全国平均以下	B
健やかな体の育成と生涯スポーツの推進、青少年の健全な育成	1週間の総運動時間が60分未満である児童生徒の割合 (同上)	小学生男子	7.9% (6.6%)	9.6% (7.6%) <R1>	全国平均以下	D
		小学生女子	15.2% (13.0%)	16.6% (13.0%) <R1>	全国平均以下	D
		中学生男子	8.1% (7.1%)	9.0% (7.1%) <R1>	全国平均以下	D
		中学生女子	23.5% (21.0%)	23.2% (19.4%) <R1>	全国平均以下	D
	屋外運動場の芝生化率 (学校体育施設設置状況等調査)		6.2% <H26>	—	割合の増加	—
	朝食を毎日食べていないと回答する児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小学生男子	0.8% (0.5%)	1.1% (0.7%) <R1>	全国平均以下	C
		小学生女子	0.4% (0.3%)	0.7% (0.4%) <R1>	全国平均以下	D
		中学生男子	1.9% (1.4%)	1.7% (1.6%) <R1>	全国平均以下	B
		中学生女子	1.7% (1.0%)	1.7% (1.2%) <R1>	全国平均以下	B
	学校給食において地場産物及び県内製造品を活用している割合 (学校給食実施状況調査(県教育委員会調べ))		19.0% <H28>	26.5%	調査開始時点からの割合の増加	A

重要業績評価指標一覧

※年度の記載のない基準値はH27年度、年度の記載のない現状値はR2年度の値である。

施策の方向性	指 標	基準値 〈H27〉	現状値 〈R2〉	目 標 〈R2〉	評価	
世界に伍して活躍するグローバル人材の育成	生徒の英語力（再掲） （英語教育実施状況調査）	中学校第3学年 英検3級以上の割合	29.0% (34.7%) 〈H26〉	42.6% (44.0%) 〈R1〉	全国平均以上	B
		高等学校第3学年 英検準2級以上の割合	30.0% (31.9%) 〈H26〉	47.2% (43.6%) 〈R1〉	全国平均以上	A
	教員の英語力 （同上）	中学校教員 英検準1級以上の割合	25.1% (28.8%) 〈H26〉	36.7% (38.1%) 〈R1〉	全国平均以上	B
		高等学校教員 英検準1級以上の割合	36.0% (55.4%) 〈H26〉	59.5% (72.0%) 〈R1〉	全国平均以上	B
	授業の半分以上を英語で行っている教員の割合 （同上）	中学校 各学年の相加平均	22.4% (48.9%) 〈H26〉	57.2% (76.9%) 〈R1〉	全国平均以上	B
		高等学校 コミュニケーション英語I	42.7% (48.1%) 〈H26〉	71.1% (60.2%) 〈R1〉	全国平均以上	A
	授業でALTを活用している割合 （同上）※ 実績値	小学校	61.0% (59.8%) 〈H26〉	60.4% (71.4%) 〈H29〉	全国平均を上回る割合の増加	D
		中学校	16.5% (22.1%) 〈H26〉	14.0% (21.1%) 〈H29〉	全国平均以上	D
		高等学校 （普通科等）	8.1% (8.7%) 〈H26〉	7.5% (9.7%) 〈H29〉	全国平均以上	D
	社会的・職業的自立に向けたキャリア教育・職業教育、就労支援の充実	職場体験実施率（中学校） （職場体験・インターンシップ実施状況調査）		96.2% (98.4%) 〈H26〉	96.1% (97.7%) 〈R1〉	全国平均以上
インターンシップ実施率（高等学校）（再掲） （同上）		80.0% (78.2%) 〈H26〉	95.0% （未実施） 〈R1〉	全国平均を上回る割合の増加	—	
社会的・職業的自立に向けたキャリア教育・職業教育、就労支援の充実	将来の夢や目標をもっていると回答する児童生徒の割合 （全国学力・学習状況調査）	小学校	85.7% (86.5%) 〈R1〉	83.5% (83.8%) 〈R1〉	全国平均以上	B
		中学校	69.5% (71.7%) 〈R1〉	68.8% (70.5%) 〈R1〉	全国平均以上	B
	難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦していると回答する児童生徒の割合 （同上）	小学校	75.4% (76.4%) 〈R1〉	77.4% (79.0%) 〈R1〉	全国平均以上	D
		中学校	65.7% (68.8%) 〈R1〉	67.5% (70.3%) 〈R1〉	全国平均以上	B
意欲ある全ての者への学習機会の確保	生活保護世帯の子どもの大学進学率 （厚生労働省社会・援護局保護課調べ）		29.2% (32.9%) 〈H25〉	36.1% (36.1%) 〈H31〉	全国平均以上	A
	生活保護世帯の子どもの高等学校中退率 （同上）		7.5% (5.3%) 〈H25〉	5.7% (4.3%) 〈H31〉	全国平均以下	B
	地域未来塾等の実施箇所数 （奈良県教育委員会事務局調べ）		小36校 中33校 〈H28〉	小56校 中31校 〈R1〉	校数の増加	A
	放課後子ども教室等開催日数（再掲） （同上）		4,181日 〈H26〉	4,160日	7,000日	D

重要業績評価指標一覧

※年度の記載のない基準値はH27年度、年度の記載のない現状値はR2年度の値である。

施策の方向性	指 標	基準値 〈H27〉	現状値 〈R2〉	目 標 〈R2〉	評価	
教職員の資質・能力の向上	小学校 国語	83.0% (82.0%)	86.8% (84.9%) 〈R1〉	全国平均を上回る割合の増加	A	
	小学校 算数	79.9% (81.0%)	84.4% (83.5%) 〈R1〉	全国平均以上	A	
	中学校 国語	72.6% (74.3%)	78.3% (77.6%) 〈R1〉	全国平均以上	A	
	中学校 数学	72.7% (71.6%)	74.6% (73.9%) 〈R1〉	全国平均を上回る割合の増加	D	
	小・中連携して授業研究を行う学校の割合 (学期に1回程度) (奈良県教育委員会事務局調べ)		31.1%	100.0%	50%	A
	教員のICT活用指導力 教材研究等でICTを活用する能力があると回答した教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)		77.0% (82.1%) 〈H26〉	83.1% (86.7%) 〈R1〉	全国平均以上	B
安心・安全で質が高い教育環境の整備	県立学校施設の耐震化率 (奈良県教育委員会事務局調べ)		82.0% 〈H27.4.1〉	98.6% 〈R2.4.1〉	98.9% 〈R3.4.1〉	B
	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)		7.5人 (6.4人) 〈H26〉	5.6人 (4.9人) 〈R1〉	全国平均以下	B
	校務用コンピュータの整備率 (同上)	高等学校	50.6% (124.8%) 〈H26〉	106.3% (135.8%) 〈R1〉	全国平均以上	B
		特別支援学校	40.8% (100.9%) 〈H26〉	105.6% (115.5%) 〈R1〉	全国平均以上	B

評価A: 指標達成、評価B: 上昇傾向、評価C: 現状維持、評価D: 下降傾向

IV 点検・評価に対する教育評価支援委員会からの意見と今後の取組等について

- ・・・教育評価支援委員からの意見
- ・・・教育委員会における今後の取組等

I. 県教育委員会の活動状況について

- グローバル化に加えて、急激な教育環境の変化や新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、教育のソフト・ハードの両面で、柔軟な対応とスピードが求められている。従来からの教育課題に対応するだけでなく、コロナ禍、ポストコロナにおける教育課題を取り上げていくことが大切である。
- コロナ禍の影響もあって、今まで、3年後、5年後、10年後と想定されていたものが、急激に早く到来しているように感じる。急激な変化に対応し、速度をあげた施策を考えていかなければならない。
- 在宅教育、オンライン化、ICTの活用など、新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る対応策について継続して検討を行っていく。

II. 施策の点検・評価について

1. 学びのステージに応じた教育のあり方

1-1 基礎を培う乳幼児期における保育・教育の充実

- 子どもの生活時間は、保護者の生活リズムと直結しており、保護者の働き方改革と関わってくるのではないか。
- 複数の主体が就学前教育の充実のため等の目標を共有し、保護者を巻き込んで、力を合わせて活動する協働体をつくる方法もあるのではないか。
- 就学前教育アドバイザーについては、幼稚園の園長、保育所の所長経験者を任用しているということだが、多様性を求められる社会であるので、世代や性別、職業経験というものを固定化せず、偏りのないアドバイザーの育成に当たってほしい。世代、性別を超えていくような発想を盛り込んでいただきたい。
- カリキュラムの編成について、教育的意図をきちんと含めること、さらに情報教育を含め、2100年までを見通す未来性をもつことが何よりも重要だと思う。それらを幼稚園・保育所・認定こども園で合同で取り組む発想や、共有する視点をもつことも求められる。
- 保護者に学びの機会を提供するため、教育研究所就学前教育センターでは、就学前教育施設類型を越えた一体的な研修を行っている。奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」を基にした研修や、奈良県の教育課題に対して、市町村や研究会を対象とした「はぐくみ講座」を令和2年度から実施している。

1-2 学ぶ力と意欲を伸ばし、豊かな人間性を育む学校教育の推進

- 一斉休校期間中をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策期間の各学校の児童生徒の家庭状況、家庭学習の状況等の把握、それに対する県教育委員会の対応を教えてください。
- 公立小中学校については、休業期間等の状況把握はしていたが、家庭学習の取組まで詳細把握は行っていない。県教育委員会の対応としては、休業期間中の実施範囲となっている学習や入試範囲内の学習についてDVDの配布などを行った。県立学校については、在宅学習に関するガイドラインを示し、学ぶ機会の保障が行われるよう指導・支援し、各校の取組状況も把握してきたところである。

1-3 高等学校教育の質の向上

- 県内中学卒業生の県内高等学校進学率において、令和2年度は3%近く減少しているが、その原因は何か。
- 県内高等学校進学率の減少の大半は、県外私立高等学校へ進学している。要因としては、就学支援金の拡充により、私立学校の授業料無償化の影響が大きいと考えている。
- 高等学校の中途退学率について、若干改善されているが、どのような対策が効果的だったと考えるか。
- 平成29年度から全校配置しているスクールカウンセラーによる生徒への支援の効果が現れてきたと考えている。また、オープンキャンパス等による中学生に対する高校紹介が充実し、進路選択の適正化が図られてきたことも一つの要因と捉えている。

1-4 特別なニーズに対応した教育の推進

- 高等学校における通級による指導を受ける生徒数が令和2年度に急増しているが、何か取組を行ったのか。
- 平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化された。本県においても、大和中央高等学校をモデル校に指定し、指導を開始した。また、生徒・保護者への周知が進み、希望者が増加したと考えている。
- 県立高等学校と特別支援学校の交流及び共同学習の推進にあたり、多様性と互いの違いを尊重し合い認め合うプログラムを検討してほしい。単なる「交流」ととどまらない工夫、さらには「共同学習」の教育的意図を相互に明確にすること等も必要である。

2. 本県の教育の課題に応じた教育のあり方

2-1 規範意識の向上と地域ぐるみで課題に取り組む仕組みづくり

- 協働体（複数の主体が何らかの目標を共有して、ともに力を合わせて活動する）として、ボランティア活動や社会貢献の意識の醸成につながる取組や、成年年齢の引き下げに対応した取組も生まれてきてほしい。
- 規範遵守ということは非常に重要だと思うが、規範そのものが変わってきていることに気付くことも大切である。
- 社会の変化、時代の変化に合わせて校則を見直した事例があれば教えていただきたい

い。

- 校則についてはここ近年、「ブラック校則」の問題提起がなされるなど、改めて注目されている。県立高等学校について髪型や下着の色を定めるなどの校則がないか調査した。一部、そのような校則が残っている学校もあるが、今後、検討していこうという動きがみられる。教員側の動きだけではなく、生徒自身が生徒会の取組等として校則の問題を取り上げることも非常に重要であると考えている。本県では生徒会連絡会を設置しているので、話題にしてまいりたい。また、規範意識に関しては外的な規範も重要であるが、内的な規範を高めるような教育を進めていきたい。

2-2 地域への誇りと愛着を抱き、地域と協働し、地域・社会に貢献する人材の育成

- 郷土学習というネーミングを新しい奈良の発展につながるイメージとして、例えば「なら学」とするなど、過去だけを見ていくということではなく、過去・現在・未来をつなぐ発想が不可欠である。
- 「郷土の伝統、文化、自然等に関する学習」を「奈良 TIME」として実施している。「奈良 TIME」では、郷土の理解を深めるだけではなく、「国際社会の中で自立した社会人として生きる力を身に付ける」こともねらいの一つとし、奈良に関する課題についての探究活動を行っている。今後も、現在・未来を見据えた取組を推進していきたい。

2-3 いじめや不登校など生徒指導上の諸課題への取組の徹底

- 全国平均と比べ、県のいじめの認知件数が多く、暴力行為の発生件数が少ないという逆転現象が起きている。県として暴力行為という表現を控えている気がする。多少大げさなぐらいに厳格に認定して、指導する必要がある。暴力行為に関してはオープンに学校から申告し、それに対応できる雰囲気をつくってほしい。
- 教育行政として、どんな状況がいじめの認知件数や暴力行為の発生件数の陰に隠れているのかをしっかりと認識していきたいと思っている。また、いじめの認知件数については、アンケートを中心にどんな軽微なものも捉えるという姿勢は引き続きもち続けていきたい。

2-4 人権教育の推進

- L G B Tに関わり、一部の学校で制服の扱いなども少しずつ変わってきていると思う。子どもたちの教育の中でどのような配慮があるのか。
- 制服という観点で現状を紹介すると、多くの学校は女子の制服でスカートとズボンの選択制を認めている。多様な生徒を服装面でも受け止めることで、学校全体の文化として多様な生徒を受け止めるという風土をつくっていきたい。
- 性的マイノリティに関わる人権教育については、近年、生徒の学習や、教職員の研修において、扱う割合が非常に高くなっている。県教育委員会としても丁寧に説明しながら、子どもたち一人一人が大切にされる学習環境をつくってきたい。
- L G B T等に対して、子どもたちの理解を深めるような指導を心がけていただきたい。

2-5 健やかな体の育成と生涯スポーツの推進、青少年の健全な育成

- 運動部活動も非常に重要な教育だと思う。部活動指導員等の制度もあるが、本県としてはどのような対応を考えているのか。
- 現在、外部指導者として部活動指導員の導入が全国的に進んでいる。本県でも現在21市町村で175名の部活動指導員に中学校の部活動で専門的な指導を行っていただくとともに、教員の働き方改革にもつなげている。過疎の問題についても合同部活動の推進が非常に重要になってくると考えている。今年度は生駒市と明日香村で地域スポーツ、地域への部活動という検討課題をもちながら研究していただいている。今後とも、そのような動きを広めながら、子どもたちが輝ける部活動の在り方について研究していきたい。

2-6 世界に伍して活躍するグローバル人材の育成

- 英検を受験した生徒の割合が低いことに対して、受験機会を拡大するための具体的な対策が必要ではないか。
- 英語教育において、課題となっている「話すこと」「書くこと」の言語活動の充実を図り、生徒の英語力を向上させ、英検等、外部検定試験受験への意欲を喚起していきたい。

2-7 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育・職業教育、就労支援の充実

- 高卒者の3年以内の離職について、就労前教育が重要である。インターンシップが限定的になる状況が続くことが予想され、ICTの活用等柔軟な対応が必要である。
- 全国と比べて離職率が高いということは、重く受け止めている。職場環境が影響している部分もあると考えている。県としても県内就業率を高めるという目標を掲げており、今後も詳細に追跡し、対策を考えていきたい。

2-8 意欲ある全ての者への学習支援の確保

- 令和元年度高等学校の中途退学率のうち、経済的理由による割合は全国平均を下回っているが、全体の中途退学率は全国より高い。この傾向は、今はどうなっているのか。
- 県内公立高等学校の中途退学者数は、令和元年度334名に対して、令和2年度297名と減少している。令和2年度の中途退学者の退学理由で最も多いのは進路変更である。奨学金については、現在は要件を満たす希望者全員に貸与することができる。また家計急変に対応する制度もある。

2-9 教職員の資質・能力の向上

- 授業内容について、児童生徒はよく分かったと感じているが、理解が十分定着していない実態があるのではないかと考えている。確かな理解や、それを活用できる力の獲得のためにも、児童生徒の学習意欲の向上とともに、深い学びに近づけることができる教員の指導力向上に向けた取組が必要であると考えている。

- オンライン研修に関し、成果を上げた取組例があればお示し願いたい。
- 受講者が学校等にいながら受講できるため、移動にかかる時間や労力の削減につながっている。また、受講可能人数を大幅に増やすことができた。同じ教科の教員が少ない小規模校においては、学習指導案の検討や研究授業等に関し、複数校をオンラインでつなぐことで授業を参観する機会を増やすなど、教科専門に関する研修を充実させるように取り組んでいる。

2-10 安心・安全で質の高い教育環境の整備

- GIGAスクール構想に関わって、個々の子どもたちの学習履歴等の情報を継続的に蓄積して、そのデータを利活用することが重要となってくる。データをしっかり見ながら、ICT活用や、指導法について考えていくことが重要である。
- 本県の場合、過疎の問題は非常に大きい。小・中学校で子どもが何十人というような地域に対する教育の質の維持あるいは安心・安全ということの検討も必要である。
- 特に南部、東部地域において学校の小規模化が進んでいる。文部科学省からの「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、各町村で学校の統合も含めて取組が進められている。特に、校舎やスクールバスの整備も進んでいる。そのようなハード面での安心・安全という点は町村の努力によって成立していると思っている。また、小・中学校を統合して義務教育学校に移行するモデルも示し、教育内容の充実を図る支援をしていきたい。

おわりに

第1期奈良県教育振興大綱の下、教育委員会では毎年度、主な取組と指標及び目標値を掲げた「教育振興大綱アクションプラン」を作成し、それぞれの取組を進めてきた。

主なところでは、体力合計点における数値の向上が見られ、取組により成果が上がっていることが確認された。特別支援教育に関わっての「個別の教育支援計画作成率」は着実に上昇した。学校・地域パートナーシップ事業等実施箇所数やコミュニティ・スクール実施率、放課後子ども教室の開催日数など、地域ぐるみで課題に取り組む仕組みづくりも進捗している。また、社会的・職業的自立に向けた職場体験やインターンシップの実施率も向上している。

一方で、「授業時間以外に全く勉強していない児童生徒」や「1週間の総運動時間が60分未満である児童生徒」の割合は全国平均よりも高く、学習習慣や運動習慣の定着が課題となっている。さらに、都道府県別にみたときの全国学力・学習状況調査の学力の状況の低迷が、大きな課題として本県につきつけられている。

第2期奈良県教育振興大綱では、令和3年度から令和6年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」を育む「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示している。子どもたちの学習意欲を喚起し、その意欲のもと自ら学習を継続する態度を身に付け、そして、学習で得られた資質・能力を社会の中で発揮しようとするという「意欲の喚起」「学びの継続」「社会での活用」というフローを実現することで、学びをより高めることを目指したい。また、奈良でしかできない学びを重視し、歴史、文化、自然に恵まれた郷土奈良を学びのステージとして活用することで、学びをより深めることができるものと考えている。奈良県の未来を創る子どもたちの夢を育み、夢を実現できる教育を共に推進していく所存である。

令和2年度、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、様々な調査が中止になり、施策の進捗状況を計測する指標の置き方を含め、県民に対する行政としてのねらいや成果の説明の仕方・見せ方等の課題も浮かび上がってきた。教育委員会としては、教育評価支援委員会からいただいた御意見を参考に、より県民の皆様に分かりやすい点検・評価にしていきたい。

・ 関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 抜 粋

（事務の委任等）

- 第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- （1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - （2） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - （3） 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - （4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - （5） 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - （6） 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成27年4月1日改正法施行）

奈良県教育委員会点検・評価実施要領

(目的)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。

(点検・評価の対象)

第2 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
- (3) 県教育委員会が定める時の課題項目

(推進体制)

第3 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課(室)長により内部評価委員会を設置する。

2 作業部会として事務局各課(室)及び教育研究所の課(室)長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。

(点検・評価の主体)

第4 県教育委員会が点検・評価を実施する。

2 第2に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、企画管理室で素案を作成する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課(室)及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
- (3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、教育政策推進課がテーマに関する課(室)及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。

(点検・評価の手法)

第5 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
- (3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。

(第三者からの意見聴取)

第6 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。

(点検・評価の報告)

第7 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。

(点検・評価の公表)

第8 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載するほか、リーフレット「学校教育の充実のために」にも概要を掲載し公表する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

教育評価支援委員会設置要綱

(設置)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。
(1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
(2) 点検・評価結果に関すること

(組織)

第3 支援委員会は、7名以内の委員で組織する。
2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
3 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。
2 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
3 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策推進課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。